

M・P・ジェイン著

『インド法制史概観』

M. P. Jain. *Outlines of Indian Legal History.*
Delhi: Dhanwantra Medical & Law Book House,
1952. xxiii+514 p.

法律学において、法制史研究のきわめて重要なことはいうまでもない。現行法の適切な理解は、その起源、発展過程についての正しい理解なくしてはあり得ない。そしてインドにおいては、インド法制史に関する研究は新しい法学の分野であるといえよう。

最近ようやくインドの各大学でもインド法制史の講座が設けられるようになったが、一番古いといわれるデリー大学においても法学部にこの講座が創設されたのは1945年のことであり、本書の刊行された当時は、他にラノウ大学があっただけという。

したがって法制史に関する文献も多いとはいえず、古典的文献としては、

- Kane, *The History of the Dharmashastra.*
- Rankin, *Background to Indian Law.*
- Cowell, *The History and Constitution of the Courts and Legislative Authorities in India.*
- Morley, *Administration of Justice in British India.*
- Fawcett, *First Century of British Justice.*
- Whitley Stoke, *Introduction to the Anglo-Indian Codes.*

その他2, 3の文献が挙げられるが、これらの文献の多くはout of printで購入が困難であり、また題名からも明らかなようにup to dateのものにはほど遠く、インド法制史を現代まで跡づけたものではなく、その一部を述べているにすぎない。Kaneの著作は古代ヒンドゥの法制史に関するものであり、その他はイギリス統治期のそれである。

本書はこのようなインド法制史の包括的なup to dateのテキストに対する切実な要求に答えて一般学生のそれとして書かれたものである。

著者 M. P. Jain は、エール大学に学び、現在はデリー大学法学部の助教授(reader)として法制史を担当している。近く本書に加えて *Indian Constitutional Law* の刊行が予定されている。また著者は日本の学会とも関係

をもち、宮崎教授還暦記念論文集に“The Marriage and Divorce Laws of India”を容稿するなどしている。

本書の構成は、

- 第1章 スーラットにおけるイギリス人、
- 第2章 マドラスにおける司法、
- 第3章 ボンベイにおける司法、
- 第4章 イギリス人のカルカッタ定住、
- 第5章 市長裁判所、
- 第6章 Adalat 制度の開始、
- 第7章 フォート・ウィリアムの最高法院、
- 第8章 マドラス、ボンベイにおける最高法院、
- 第9章 ベンガルの Adalat 制度の再編成、
- 第10章 Lord Cornwallis の司法措置、
- 第11章 John Shore時代の Adalat 制度の向上発展、
- 第12章 Wellesley から Amherst に至る Adalat 制度の発展、
- 第13章 Bentwick およびかれ以後の時代のベンガルにおける Adalat 制度、
- 第14章 (A)ベンガル外の司法制度、
(B)司法制度における人種的差別、
- 第15章 近代司法制度、
- 第16章 高等裁判所、
- 第17章 枢密院、連邦裁判所、最高裁判所に対する上訴、
- 第18章 インドにおける刑事法の発展、
- 第19章 (A)インドにおける法の発展、
(B)法典化の過程、
(C)ヒンドゥおよびモハマダンの身分法、

以上19章と付録、重要事件年表、関係書誌、索引と514ページにわたる大部のものである。

著者は法制史は司法制度の成長発展であり、その健全な司法制度は裁判所と法の完備にあり、この2要素が車の両輪のように作用するという立場から、本書の構成に明らかなように、東インド会社設立以降の裁判所と法の発展を跡づけている。この発展の段階は6つに分けられる。

その第1段階は、イギリス統治者がマドラス、ボンベイ、カルカッタの各地に定住し、それら地域の統治を行なうことから始まった。それにしたがって司法制度が即席的に設けられ、交易者・商人等の非法律的な、専門家でないものが、原住民ならびにイギリス人に対して司法担当という困難な仕事を要求された。これらの、法律知識をもたない裁判官は、論理的にはイギリス法に従って

司法を行なうことを要求されたが、イギリス法の知識が欠けていることから、結局、裁判はかれらの気まぐれ、裁量、正義感などに基づいて行なわれる状態であった。司法は行政とは別個なものでも独立したものでもなく、行政府がすべての権限を行使し、最高の地位にあった。この間約150年が第1段階である。

第2の段階は、1733年、Regulating Actが制定され、1774年フォート・ウィリアムに最高法院が設立されたときに始まる。最高法院とは、専門のイギリス人裁判官が裁判を行ない、イギリス人の弁護士がこれを弁護するものであり、イギリス裁判所のインド支店のようなものであった。この最高法院は、行政府からは分離独立していた。それゆえこれは望ましい状態であったけれども、会社や行政府はその設置を全く喜ばず、2つの機関の対立は直ちにおこり、1781年の the Act of Settlement の制定によって始めて和解するまで対立が続いた。

第3の発展段階は、東インド会社がベンガルにおける司法責任を引き受け、その目的のために Adalat として知られる裁判所を設立した1772年に始まる。この Adalat 制度はその後多くの修正、変更を経るわけであるが、これらの修正、改正については、Cornwallis, Bentwick などの施政者が貢献した。

第4の発展段階は、インド高等裁判所法が制定された1861年以後設立され始めた高等裁判所に見いだされる。この高等裁判所はインドの近代司法制度の先駆けをなしたものであった。

第5の発展段階は、枢密院が最終の上訴裁判所とされたことであり、この裁判所制度に従い、インドにおいて法体系も発展していった。この法体系の発展についての意識的努力は、イギリスのベンタムの影響を受けて1833年以降なされたのである。かくして1833年、法律委員会の任命に関する Charter Act がイギリス議会を通り、インド法典化の運動が進められ、これら第1～4回に至る法律委員会が作った多くの法典はインド法の根底をなすようになる。

その後独立を迎えたインドは新憲法を採用し、最終上訴裁判所としての枢密院の権限を新しい最高裁判所に引き渡し、また第17法令「刑事法(人種差別撤廃)」を制定し、欧米人に利した刑事訴訟における人種差別の最後のこん跡を廃止するなど、イギリスが残していった法制度にいくつかの変更を加えていった現在にいたるまでの過程が、本書において詳細に述べられている。

著者は、インドの近代司法制度は、本質的にはイギリ

スがインドに残したものであるとしている。それはイギリス人がインドに残していった最良の遺産であり、現在インドに行なわれている司法制度は、かなり健全かつ妥当なものである。そこには成熟し、確立した法制度があり、その法の大部分は法典化されており、インドは法律面において、しっかりした根本的統一を達成した。法の多くの基本的分野において、法の統一が全国にゆきわたっている。その顕著な例は、インド契約法、組合法、物品売買法、財産譲渡法等であるとかれは述べている。

しかし著者はヒンドゥ法およびモハメダン法の分野はいまだに法典化が遅れていることを指摘し、(これはイギリス統治者がインドの個有法は宗教と密接不可分であると考え、法典化、法改正などの措置をとることによってこれら社会に干渉し、反感を買うことをおそれたためである)、法典化を促進するよう勧告し、この正しい方向への指標はヒンドゥ法典案(the Hindu Code Bill)にみられると論ずる。

また裁判所について著者は、裁判所網は全国に張りめぐられされており、下級裁判所や上級裁判所の上訴規定も効果的に用いられ、国の最高法廷である最高裁判所は、最高の正義の規準をもって、法律の争点、問題に関しての見解を全国に宣言するために存在していることを述べている。また最も重要な司法の独立は適切に守られ、合理的に保護されていると指適する。

そして裁判所が公平に、効果的に、神聖な仕事を遂行することができるように充分な注意が払われていると述べ、法の支配、司法の独立、法による裁判、法の尊重というイギリス法の誇るべき伝統がインド司法制度に適切におこまれているという。

しかし著者は、インド司法制度のもつ欠陥を指摘しこれを批判することをも怠らない。すなわちこれまで達成された以上によりいっそう法体系の統一の必要があることを指摘する。また下級刑事裁判所は執行と司法の結合という非常に大きな欠陥に悩まされていること、すなわち下級判事(magistrate)は、他の執行機能は別としても、犯人の逮捕者であるとともにこれを裁判するという、警察機能と司法機能を合わせもっており、その権限の悪用、乱用がきわめて容易であり、裁判所に対する信頼を失わしめていることがそれである。また刑事についてもいえることであるが、下級裁判所から高等裁判所にいたるまで、民事裁判所は莫大な数にのぼる訴訟遅延に当面し、国民の不信を招いている。これは Cornwallis 以来の裁判に関する長年の未解決問題であり、1小事件について

すらその最終的解決に何か月いや何年も要しており、裁判の否定にもなる (Justice delayed is Justice denied) ものである。

また訴訟費用の多額なことから裁判は富裕者のためのみの存在となり、貧困者は、訴訟費用の支払いが不可能であり、したがってしばしばその正当な要求を放棄し、その不正、不法行為をだまっておさえなければならぬ、などという欠陥を指摘するとともに、かかる裁判費用を取り立てて正義を売るといふ国家の考え方は、善良の統治という目的とは全く相反するものであるとしている。政府がその市民に対して、公平にかつ無料で正義を与えることは国家の基本的義務であり、裁判費用がイギリスにおいて必要とされないのに、なぜインドにおいてはこれと同様な原則が行なわれぬのか。かかる不合理をなくするために貧困者に対して、かれらがその正当な権利を追求するうえにおいての金銭上の援助が与えられる制度が作られるべきであり、このことは法の尊重を強めることにもなると述べる。さらに一般市民が不法行為に悩まされるとき、それを裁判によって解決し得ぬような状態の司法機構は存在価値がない。イギリスやその他の社会主義国においてかかる救済措置が見られるが、インドもこのような措置をとるべきことを強調している。

本書は、さきにも述べたように、法制史は司法制度の

成長発展、展開からなるものであって、その健全な司法制度は、2つの要素すなわち裁判所と法体系の完備を必要とすると述べている。それゆえ、本書はこの命題に従って法と裁判所の発展を取り扱うといながらも、その取り扱いの比重は、法そのものの発展よりも裁判所制度のそれに多くかかっている。しかしこれはイギリス統治時代の不安定な政情においては、法の内容そのものよりも法の適用の確定性、効果をより重要なものと考えたが故のものであらうと思う。大部であるが、ところどころにナンドクマール事件、パトナ事件、コシージュラー事件などの重要な判例を挿入し、これについての明快な説明を加えて、読者の関心をつなぎつつ、興味深く読ませる。また必要に応じて、詳細な説明のあとに、適切な要約がなされており、問題点を把握、理解するうえに役立っている。

時には重複の説明がなされ、冗長に感ぜられることもなくはないが、本書はインドに対するイギリス統治に始まり現在にいたるまでの約3世紀半にわたるインド法制史の歩みを広い分野にわたって跡づけた、インド法制史の理解のための貴重な文献として推薦することのできる書物である。

(アジア経済研究所海外派遣員 落合淳隆)

—在德里—

近 刊 予 告

アジア諸国の租税制度

大蔵省主税局 吉 国 二 郎 編
総 務 課 長
A5判 上製 全3巻

- 第1巻 「インド・セイロンの租税制度」 (400ページ)
- 第2巻 「タイ・香港の租税制度」 (250ページ)
- 第4巻 「オーストラリア・ニュージーランドの租税制度」 (350ページ)

<発売 東京大学出版会>

予価 2500円 (3冊)
11月初旬発売

本書は、アジア経済研究所が昭和36年度に設けた「アジア諸国における法制および慣習法」に関する研究委員会の成果を、とりあえず、インド、セイロン、タイ、香港、オーストラリア、ニュージーランドの6カ国について各国の所得税を中心とする租税制度の概要としてとりまとめたものである。

最近、わが国のアジア諸国との経済交流はますます緊密になっている。各国の経済発展にとって経済の緊密化が欠くべからざるものであることは多言を要しない。ところがわが国の企業がこれら諸国に支店を設け、あるいはあらたに合弁会社を設立して事業活動を行なう場合、必然的にこれに伴う課税の問題が生じてくる。このような課税上の問題を解決するためには、何よりもまず相手国の租税制度について十分な知識と理解をもつ必要がある。本書はこのような意図のもとに各国の租税制度を調査したもので、今後引き続きアジア諸国およびその他わが国と密接な関係ある諸国についても調査を行なう予定である。

〔各巻の構成〕

- 第1章 序 論
——歴史的、社会的および政治的背景——経済的および財政的背景——
- 第2章 租税制度の概要
——租税体系の概要—— 税収構成——最近における租税政策の動向—— 税務機構——
- 第3章 所得税制度
——緒論—— 事業所得税—— 給与所得税—— 利子所得税—— 資産所得税—— 総合所得課税—— 外国税額控除—— 非居住者課税—— 執行および手続——
- 第4章 諸 税
——レイト—— 遺産税—— 消費税—— 印紙税—— 事業登録税—— その他諸税——

付録資料
参考文献